

令和8年度環境配慮契約法基本方針説明会（電気の供給を受ける契約） 質疑応答

No.	質問内容	回答内容
1	総合評価方式の実施にあたっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聞くことになっています。学識経験を有する人はどんな方なのか、どのように意見を聴くか、今後の取りすめにおいて具体的事例を交えてご説明いただければ幸いです。	地方自治法の当該項目の考え方については、ご所属の都道府県にてご確認いただくようお願いいたします。
2	再エネ比率100%の場合、総合評価落札方式でなくても良いとのことですが、その場合は、裾切り方式で実施するというのでしょうか。それとも随意契約でも良いということでしょうか。	裾切り方式又は最低価格落札方式が想定されます。一般に随意契約を行う場合には、競争性が確保できない場合、少額随契、緊急の場合などの要件が必要になります。再エネ100%であることが随意契約の要件にはなりません。
3	令和9年度から県の方針を裾切り方式から総合評価落札方式に変更する予定です。電力調達予算要求にあたり、どの程度の増額が見込まれるかご教示ください。	現段階で価格の増減に関する情報は持ち合わせておりません。今後先行的に総合評価落札方式を導入された機関等から、情報収集を行い、その結果については、可能な範囲で提供できればと考えております。なお、環境配慮契約法の自動車の購入・賃貸に係る契約については、法の施行時から、電気の供給を受ける契約と同様に除算方式の総合評価落札方式を導入していますが、これまで特に価格の増減に関する意見等を受けたことはありません。
4	事業者全体のCO2排出係数を標準点と加算点の両方で取り上げるのはなぜでしょうか。	標準点は入札参加資格（最低限クリアすべき基準）として、加算点は排出係数の優劣評価（より低い事業者を評価）という考え方により、同じ評価項目を標準点と加算点の両方で使用しています。
5	加算点の評価項目を増やすことも可能でしょうか。	国及び独立行政法人等は、加算点の評価項目についてア～カの6項目は必須、キのみ任意としています。また、配点は加算点の合計（50点）を変更しない限り、調達者が決めることは差し支えないこととしていますが、評価項目の変更は認めていません（27枚目のスライド参照）。一方、地方公共団体については、あくまで標準的な評価項目・配点として示したものであり、当該地域の自然的・社会的条件を踏まえ、評価項目・配点を適切に設定することは問題ありません。
6	調達電力の排出係数というのは、事業者のメニュー別排出係数を見ればよいのでしょうか。メニュー別排出係数を複数持つ事業者の場合、どの排出係数を使えばよいかは、事業者に確認するのでしょうか。	調達電力の排出係数とは、実際に当該契約に基づき供給される電力に対応する排出係数を指し、小売電気事業者が入札時に提示する値（排出係数）を用いることになります。例えば、小売電気事業者が排出係数0.330kg-CO2/kWhの電力を供給すると提案した場合には、当該係数が評価に用いられる必要があります（標準点の要件である0.342kg-CO2/kWh以下）。また、当該排出係数は契約条件として担保され、契約期間中においても当該水準の電力が供給されることが求められます。
7	p34スライドで、評価項目に大型水力が含まれない理由をもう一度解説いただけないでしょうか。	再エネの導入状況として評価する再エネ電源のうち、大型水力は再エネ特措法の交付金の対象となる再エネ電源ではないこと、また、大型水力は「既に確立された電源」であり、新たな再エネ導入や追加性を評価することはできないため、評価対象から除外しています。
8	追加性の有無は、小売電気事業者が複数の発電事業者から電気を仕入れる場合、小売電気事業者は、それぞれの発電事業者から15年未満かの確認をする必要がある、という解釈で良いでしょうか。	追加性の評価については、国等に供給する再エネについて、15年以内の発電設備で発電された電気であるかを確認・説明できる必要があります。確認方法としては、非化石証書の情報を確認するか、発電事業者に確認することが考えられます。
9	事業者全体の調整後排出係数が0.435kg-CO2/kWh以下は、どれくらいの小売電気事業者が該当するレベル感でしょうか。	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のホームページに電気事業者別の排出係数一覧が掲載されているので、ご確認ください。 <a href="https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html">https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html</a>
10	法令違反の発電設備で発電された電力の調達を回避するとありますが、どのように判別するのでしょうか。入札参加資格停止のように全国的に共有されないのでしょうか。	関係法令が多岐にわたり、所管省庁もそれぞれ異なるため、法令違反事業者一覧はございませんが、避ける方法としては、環境省が提供する契約書類のひな型に沿って、小売電気事業者に、法令違反した発電施設で発電された電気を供給しないことを誓約いただくこととなります。
11	標準点の評価項目のうち、事業者全体の調整後排出係数が0.435より悪い場合、減点するというご説明でした（捉え違いでしたら申し訳ありません）。（標準点において）事業者全体の調整後排出係数が0.435より悪い場合、調達電力の排出係数の方で基準を満たす必要がありますが、（標準点において）調達電力の排出係数の方で基準を満たしていれば、（加算点において）特に減点しなくても良いのでしょうか。	事業者全体の排出係数は標準点と加算点の両方で評価項目となっています。ご認識のとおり、入札参加資格となる標準点の評価項目では基準値（0.435kg-CO2/kWh以下）を上回る場合であっても、調達電力の排出係数で基準値（0.342kg-CO2/kWh以下）をクリアすれば、排出係数の評価項目は満たすことになります。加算点では標準点での評価方法に関わらず、事業者全体の排出係数に応じて加点又は減点評価されるように設計されています。このことは、我が国全体の排出係数の低減（及び再エネの導入拡大）を図るという環境配慮契約法の電気の供給を受ける契約における基本的な考え方と整合しています。なお、従前の裾切り方式における排出係数しきい値として0.435kg-CO2/kWhが2027年度の予告値として示されており、仮に裾切り方式を継続して運用する場合は、0.435kg-CO2/kWhを上回る事業者には入札参加資格が付与されないことになります。総合評価落札方式の標準点では、調達電力の排出係数も排出係数の選択肢の一つとした代りに基準値を上回る場合は加算点で減点とすることが適当と判断しました。

No.	質問内容	回答内容
12	総合評価落札方式は、高圧だけでなく低圧も対象になるのでしょうか。	電気の供給を受ける契約に関する基本的事項（基本方針）のとおり、「電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約」が対象となっており、低圧を除外していません。
13	総合評価落札方式には条件（事業者全体の排出係数や再エネ導入率など）がありますが、諸条件を満たしているか市で確認する方法をご教示ください。 また、関係法令に違反した発電事業者に由来する電気等ではないことは誓約書の提出を求めれば足りるということでしょうか。	これまでの裾切り方式と同様で、例えば小売電気事業者に適合証明書を提出いただくことが考えられます。なお、環境省のホームページに適合証明書を含む契約書類のひな型を掲載しているので参考にしてください。 <a href="https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html">https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html</a> また、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達回避については、質問番号10を参考にしてください。
14	大阪府です。質問相談窓口の設置をご検討いただけますでしょうか	以下のとおり、問い合わせ窓口を設置しています（環境省ホームページに問い合わせ先を掲載）。電子メール等で問い合わせください。 <a href="https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html">https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html</a>
15	<p>■質問①</p> <p>標準点の排出係数について、「事業者全体の調整後排出係数「又は」調達電力の排出係数」とご説明いただきました。「又は」の箇所についてご質問で、事業者全体で評価するか調達電力で評価するかは、各自治体を選択し方針を示されるということでしょうか。</p> <p>もしくは小売電気事業者が選択できるのでしょうか。</p> <p>■質問②</p> <p>上記排出係数の件で、調達電力の主旨は、各自治体でしょうか。自治体が調達する電力ということで、仕様書で排出係数0.000kg-CO2/kWhと指定されれば、自動的に自治体が調達する電力の排出係数は0.000kg-CO2/kWhとなり、必ず0.342kg-CO2/kWh以下となると考えますが、認識合っておりますでしょうか。</p>	<p>■質問①</p> <p>国及び独立行政法人等の場合は、標準点の評価項目としては事業者全体の排出係数が調達電力の排出係数の「いずれか」で基準値を満たす必要があります。「事業者全体の排出係数」又は「調達電力の排出係数」のいずれかの基準値を満たすことを要件とされた場合において、どちらの排出係数で満たすかは小売電気事業者が選択することになります。</p> <p>国及び独立行政法人等の場合は、上記評価で実施いたしますが、自治体の場合は、下記の質問②を含め、調達者（発注者）が判断（決定）をお願いいたします。</p> <p>■質問②</p> <p>ご認識のとおりです。</p>
16	地方公共団体の者です。現在、裾切り方式を採用していますが、総合落札方式に変更するのは必須でしょうか？	令和8年3月の基本方針の改定によって裾切り方式から総合評価落札方式へ変更することが求められるのは、国及び独立行政法人等が対象となります。ただし、地方公共団体におかれても、環境配慮契約法第11条に基づき環境配慮契約の推進に努めることとされており、可能であれば取り組んでいただきたいと考えております。
17	先行的に総合評価落札方式を導入した事例を今後情報共有いただけるということでしょうか。	質問番号3のとおり、先行的な機関等における事例を収集し、情報提供を行いたいと考えております。
18	法令違反の発電所を回避する要件は総合評価方式とは別の話で地方自治体も義務となるのか？	原則として各地方公共団体のご判断となりますが、関係法令に違反している発電施設で発電された電力の調達を回避することは、公共調達においては当然のことと考えられます。